

# 今後のがん研究のあり方について(報告書案)

## 「基本計画」に基づく新たながん研究戦略

新たな「がん研究戦略」は、「基本法」、「基本計画」を踏まえ、わが国全体で進めるがん研究の今後のあるべき方向性と具体的な研究事項等を明らかにし、がん対策の推進を一層加速させることにより、「基本計画」で掲げられた全体目標の達成に資する必要がある。

## 「基本計画」の全体目標【平成19年度からの10年目標】

(1) がんによる死亡者の減少

(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

(2) すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築

## 目標とするがん医療と社会の姿(今後のあるべき方向性)

### がんの根治(難治性がんの根治をめざす)

- 有効で安全な新しい治療法の開発
- 集学的治療の開発と最新の標準治療の確立・普及
- ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消

### がん患者とその家族の苦痛の軽減(ニーズへの対応)

- 治療に伴う苦痛の軽減(低侵襲治療の開発)
- がんそのものによる苦痛を軽減するための治療の開発

### がんの予防と早期発見

- 誰もが簡易に実践できる予防法の普及
- 個別の発がんリスクに応じた予防・早期発見手法の開発

### がんとともに生きる

- 国民が、がんに対する正しい知識を持てる
- がんを自分のこととしてとらえ、予防、早期発見に取り組む
- 自分や家族ががんになっても適切な情報をもとに価値観に応じた療養生活をマネジメントできる

## わが国において推進すべき研究(具体的な研究事項等)

- (1) がんの本態解明に関する研究
- (2) アンメットメディカルニーズに応える新規薬剤開発に関する研究
- (3) 患者に優しい新規医療技術開発に関する研究
- (4) 新たな標準治療を創るための研究
- (5) ライフステージやがんの特性に着目した重点研究領域  
1) 小児がん 2) 高齢者のがん 3) 難治性がん 4) 希少がん等に関する研究

- (6) がんの予防法や早期発見手法に関する研究
- (7) 充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究
- (8) 新たな医療の普及とがん対策の効果的な推進に関する研究

## 研究の効果的な推進のための基盤

※「基本計画」において掲げられた研究基盤の整備についても、以下の視点から、一層進められる必要がある。

- がん研究の成果を確実なものにする政府一丸となった管理体制の構築
- 研究成果等の国民への積極的な公開と、国民ががん研究に参画しやすい環境整備と教育・普及啓発の推進
- 研究人材の育成と、若手研究者に対する安定したポストの創出
- その他、個々の具体的な研究事項等を効果的に推進するための基盤整備が求められる。

## がん登録等の推進に関する法律案要綱（案）の概要

がん登録等（全国がん登録及び院内がん登録等の方法によるがん治療情報の収集）

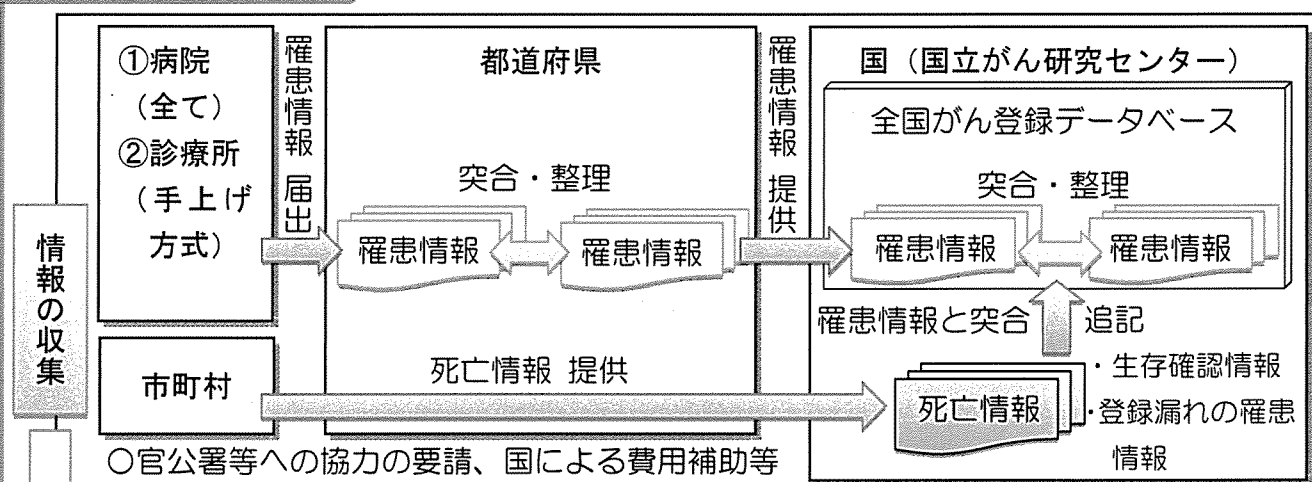
- 「全国がん登録」：国が日本国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報を記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況の詳細な把握のため、がんの罹患、診療、転帰等に関する情報を記録し、保存すること

⇒がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、がん・がん医療等・がん予防についての国民への情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

### 基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により罹患等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、がんの治療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

### 全国がん登録の実施等



### 利用等の範囲

- 国・地方公共団体のがん対策の企画立案・実施に必要な調査研究
  - 届出を行った病院等への生存確認情報の提供
  - がん医療の質の向上等に資する調査研究を行う者への提供（研究者への顕名情報提供は本人同意がある場合等のみ）
  - ※顕名情報については、保有期間を政令で定める
  - 都道府県データベース（地域がん登録のデータ等と一体的に保存）の整備
- 学識経験者の意見 (Opinion of experts)

情報の保護等（情報の適正な管理措置。秘密漏示等の罰則。開示請求は認めない。）

院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国によるがん治療情報の収集等のための体制整備）

人材の育成（全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材確保等のための必要な研修等）

### がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等⇒がん対策立案、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献